

高校生のしおい



★高校生に対する保護の種類について

高校就学に必要な費用が生業費として支給されます。主な支給は以下のとおりです。

【入学時（例）】

- 入学査料・・・高校受験料（30,000 円以内）
- 入学料・・・入学に必要な入学金（5,650 円以内）
- 入学準備金・・・学生服、体操服、通学用かばん等、入学準備のための費用（118,200 円以内）
- 教材代・・・必須科目の教科書、副読本的図書、ワークブック、辞典、楽器の購入費用（実額）

【在学時（例）】

- 基本額・・・筆記用具等の学用品や遠足等、共通的・平均的に必要な費用（月額 7,300 円）
- 通学交通費・・・通学定期代等、通学のために必要な最小限度の交通費（実額）
- 学習支援費・・・クラブ活動を行うための費用（年額 101,000 円以内）

○支給には申請が必要です。

○申請には、領収書・請求書・見積書など、金額の分かるものが必要です。

○支給には一定の条件や上限額があります。

○その他、高校就学に必要な費用があれば、担当ケースワーカーにご相談ください。

★アルバイト収入について

【収入申告の義務】

働いて得た収入がある場合には、必要経費等の控除額を差し引いた金額は収入認定され、最低生活の維持に充てられますので、生活保護を受けている間は、生活保護法第61条に基づき、収入を福祉事務所へ申告する義務があります。そのことは、世帯主だけではなく高校生等のアルバイト収入も同様となります。

ただし、高校生等のアルバイト収入については、次の目的のためであれば、収入認定しない取り扱いを受けることができます。この取り扱いを受ける場合は、事前に担当ケースワーカーに相談のうえ、毎月収入申告を行う必要があります。

また、収入を他の用途に使ってしまわないように個別に管理し、定期的に担当ケースワーカーに報告してください。もし、他の用途に費消してしまった場合は、これまで収入認定しない取り扱いとした金額に相当する額を返還していただく必要があります。

※アルバイトは学業に支障のない範囲にとどめるよう注意してください。

【収入認定しない取り扱いの使途項目】

- ① 生活保護で支給されない高校在学中の経費（私立高校の授業料の不足分、修学旅行費、学習支援費で賄えないクラブ活動費、学習塾費）であって、本人の就学のための必要最小限度の額。
- ② 自動車の運転免許等、就労に役立つ資格などを取得するための経費。
- ③ 大学や専修学校などに就学するために必要な経費（事前に必要な受験料及び入学料などに限る。）
- ④ 就労や就学に伴い、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用。
- ⑤ 就職活動に必要な費用。

★大学進学・就職について

大学等へ進学を希望される場合は、各種貸付の利用や進学準備給付金の支給が受けられることがあります。また、安定した職業等に就くことにより、被保護者でなくなった場合は、就職準備給付金の支給が受けられることがありますので、詳しくは担当ケースワーカーにご相談ください。なお、大学に進学した場合は、世帯分離の対象となり、世帯員が減員（保護費が減額）となります。

大和高田市社会福祉事務所
(大和高田市福祉部保護課)
大和高田市大字大中 98 番地 4
☎0745-22-1101
令和7年4月1日作成